

部活動実施マニュアル

～3月22日からの部活動について～

部活動の実施にあたっては、下記の点に留意して行うようお願いします。

1 練習実施報告書（様式1）、体調管理チェックシート（様式2）の活用

- ・ 顧問は、練習の実施翌日までに、校長に練習実施報告をすること。
- ・ 体温測定は、配備したサーマルカメラ等を活用し、練習開始時に顧問が目視して行うこと。
- ・ 生徒本人が毎日体調管理チェックシートによる健康チェックを行い、必ず顧問が確認を行うこと。

2 活動時間・内容について

- ・ 学年末休業日及び学年始休業日の部活動は3時間以内とする。
それ以外の日については、平日2時間、休業日3時間以内とする。
- ・ 準備や片づけも含めて、できる限り短時間で効率的に行うよう工夫する。
- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 昼食を挟む活動は行わないこと。
- ・ 複数校から構成される合同チームについては、合同でないと活動が難しい場合のみ、活動を認める。
- ・ 卒業生、クラブチーム、学生（小・中・高・大学生等）、一般との交流は不可とする。

3 活動場所・部室等について

- ・ 通常の活動場所が校外の場合は、自校以外の児童生徒の交流がないようにすること。
- ・ 部室等の利用については、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるように、交代で使用する等の工夫すること。

4 その他の留意事項

- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知等を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。

5 文化部活動においては上記に加え、特に次の点に注意すること。

① 定期演奏会等の開催について

- ・ 定期演奏会等の開催については校長が慎重に判断すること。
- ・ 開催する場合は感染症対策を徹底した上で実施することとし、以下の点に留意すること。
 - ア 校長が認めている県内の指導者を除き、県内外の学校や卒業生等との交流を行わないこと。
 - イ 県が示す「催物（イベント等）の開催に係る留意事項（※）」や「感染防止策チェックリスト」に基づき適切に対応するとともに、できる限り時間を短縮し簡略化して行うこと。

(※https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_event3.html)

- ##### ② 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日 文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。